

粕屋町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

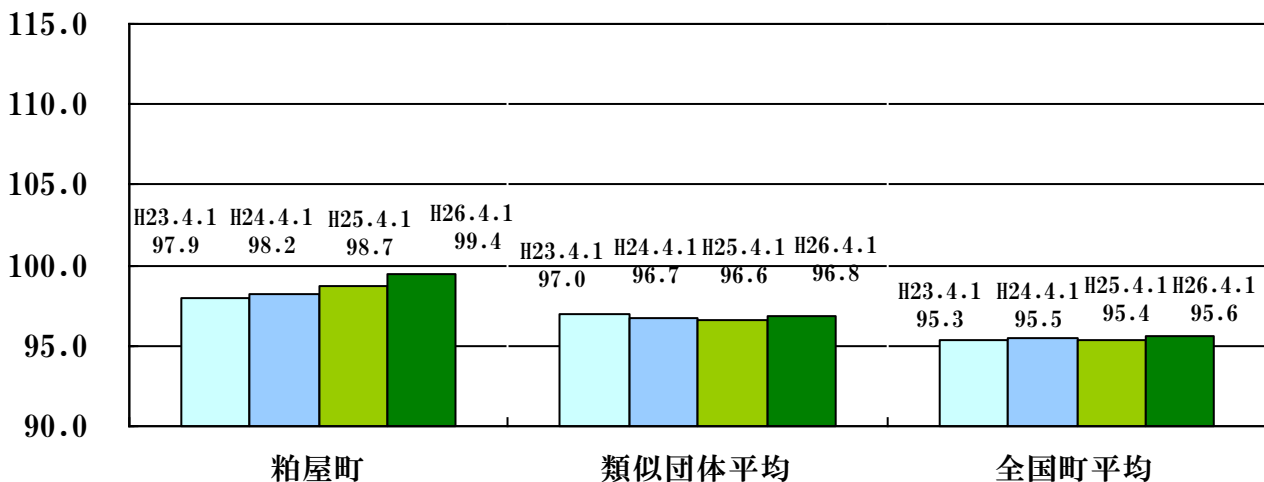
区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 44,636	千円 11,823,328	千円 747,024	千円 1,617,561	% 13.7	% 13.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 186	千円 637,263	千円 102,672	千円 230,990	千円 970,925	千円 5,220	千円 5,601

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

- ※ 26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

経験年数階層の変動が、ラスパイレス指数への主な影響要因と考えられる。
今後も人事院勧告等を踏まえ、給与の適正化に努めていく。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、号俸の引下げなし。高齢層については、官民の給与差を考慮して最大約5%程度引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

(支給割合) 国基準6%に対し、粕屋町においても6%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引上げることとし、平成27年度は4%。

(参考)

	平成26年度の支給割合	見直し後の支給割合 (H30.4.1)	平成27年度の支給割合
国基準による支給割合	3%	6%	4%
粕屋町の支給割合	3%	6%	4%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
粕屋町	39.8 歳	303,300 円	358,663 円	340,702 円
福岡県	43.2 歳	337,166 円	424,788 円	373,665 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.3 歳	316,054 円	372,370 円	347,095 円

② 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
粕屋町	46.8 歳	10 人	312,600 円	353,710 円	345,590 円
福岡県	54.2 歳	746 人	334,701 円	382,000 円	361,249 円
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円
類似団体	50.0 歳	12 人	291,276 円	317,335 円	307,380 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（26年4月1日現在）

区分		粕屋町	福岡県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	144,500 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	133,100 円	137,500 円	—
	中学卒	— 円	125,400 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（26年4月1日現在）

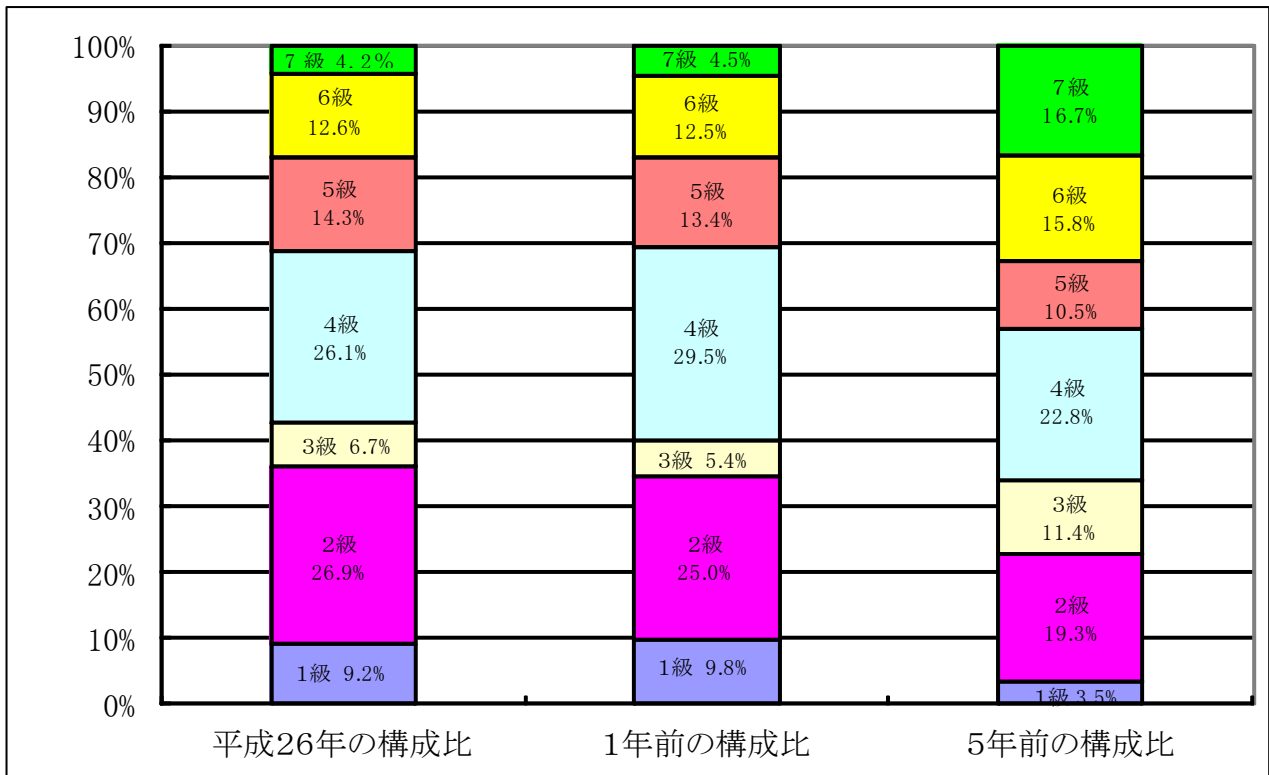
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	269,645 円	367,020 円	398,700 円	411,447 円
	高校卒	229,100 円	333,450 円	384,200 円	398,600 円
技能労務職	高校卒	— 円	279,550 円	341,900 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長、事務局長、次長	5人	4.2%	366,200円	456,200円
6級	課長、課付課長	15人	12.6%	320,600円	433,000円
5級	課長補佐、主幹	17人	14.3%	289,200円	411,000円
4級	係長、主査	31人	26.1%	261,900円	398,300円
3級	主任主事	8人	6.7%	222,900円	354,700円
2級	主事	32人	26.9%	185,800円	307,800円
1級	主事、主事補	11人	9.2%	135,600円	243,700円

- (注) 1 粕屋町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

長期の休暇や欠勤の状況は昇給に反映させている。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

粕屋町	福岡県	国
1人当たりの平均支給額(25年度) 1,277 千円	1人当たりの平均支給額(25年度) 1,526 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20% 管理職加算10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20% 管理職加算10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

長期の休職や欠勤の状況は勤勉手当に反映させている。

(2) 退職手当(26年4月1日現在)

粕屋町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.7 月分	52.44 月分	勤続35年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~45%加算)		
1人当たり平均支給額 16,741千円 25,101千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		21,301 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		107,583 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
粕屋町	3%	198 人	3%
地域手当補正後ラスパイレス指数		99.4	
(ラスパイレス指数)		(99.4)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	0.0 %
手当の種類(手当数)	なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	29,973 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	184 千円
支給実績(24年度決算)	29,466 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	215 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象としない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 子(満16歳年度初め～満22歳年度末) 加算 5,000円	同じ	—	16,783 千円	217,955 円
住居手当	借家 家賃額に応じて 最高限度額27,000円 持家 —	同じ	—	14,570 千円	285,682 円
通勤手当	通勤距離2キロ以上が対象 交通機関利用者(1か月の支給限度額は55,000円) 交通用具利用者(通勤距離に応じて支給)	同じ	—	5,061 千円	43,632 円
管理職手当	部長 66,000円 事務局長・次長 57,000円 課長 53,000円 課長補佐 42,000円	異なる	役職の分類が異なる	20,007 千円	588,441 円

5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	834,000 円 (円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 904,000 円 / 383,500 円
	副 市 町 村 長	674,000 円 (円)	750,000 円 / 478,800 円
報 酬	議 長	349,000 円 (円)	486,500 円 / 227,000 円
	副 議 長	293,000 円 (円)	419,300 円 / 182,000 円
	議 員	272,000 円 (円)	390,000 円 / 157,000 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(25年度支給割合) 2.95 月分	
	副 市 町 村 長	(25年度支給割合) 2.95 月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) 給料月額×5.1×在職月数/12	(1期の手当額) 17,013,600円
	副 市 町 村 長	給料月額×3.0×在職月数/12	8,088,000円
	備 考		(支給時期) 任期毎 任期毎
区 分		給 料 月 額 等	

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

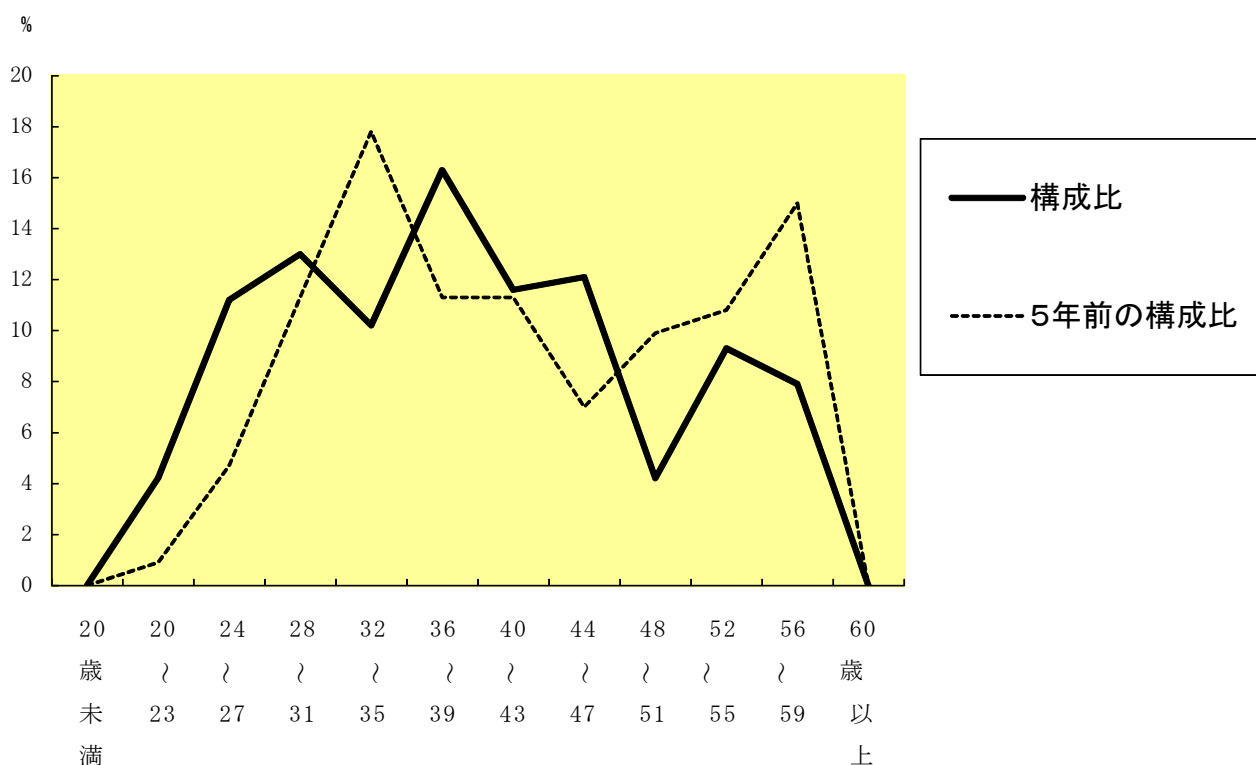
(各年4月1日現在)

分 部 門	区	職 員 数		対 前 年 数 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成25年	平成26年		
普通会計部門	議会	2	2	0	欠員不補充による減 欠員不補充による減 業務増による増 業務増による増
	総務	39	38	-1	
	税務	19	18	-1	
	農林水産	4	4	0	
	農工	2	2	0	
行政部門	土木	12	12	0	業務増による増 業務増による増
	民生	38	41	3	
衛生	衛生	17	18	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 30人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 51.200人)
	計	133	135	2	
教育	教育	53	54	1	業務増による増
	小 計	186	189	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 42人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 67.04人)
公営企業	水道	9	9	0	業務増による増
	下水	4	4	0	
	その他(国保・介護)	11	13	2	
	小 計	24	26	2	
合 計		210 [237]	215 [237]	5 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 48人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	9人	24人	28人	22人	35人	25人	26人	9人	20人	17人	0人	215人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	129	128	131	132	133	135	6(105%)
教育	53	53	50	51	53	54	1(102%)
普通会計	182	181	181	183	186	189	7(104%)
公営企業等会計	31	30	25	23	24	26	△5(84%)
総合計	213	211	206	206	210	215	2(101%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に 占める職員給与費比 率
25年度	千円 805,522	千円 152,423	千円 59,700	% 7.4	% 7.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 9	千円 30,882	千円 6,563	千円 11,731	千円 49,176	千円 5,464	千円 5,235

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項
なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(26年4月1日現在)

粕屋町	36.2 歳	307,667 円	455,333 円
平均団体	45.0 歳	342,822 円	509,358 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

粕屋町	粕屋町(一般行政職)
1人当たりの平均支給額(25年度) 1,303 千円	1人当たりの平均支給額(25年度) 1,277 千円
(25年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(26年4月1日現在)

粕屋町			粕屋町(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.7 月分	52.44 月分	勤続35年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	
1人当たり平均支給額	一千円	一千円	1人当たり平均支給額	16,741千円	25,101千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		968 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		107,556 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
粕屋町	3 %	9 人	3 %

エ 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）	0.0 %
手当の種類（手当数）	なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	2,112 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	302 千円
支給実績（24年度決算）	1,467 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	209 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（25年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 子(満16歳年度初め～満22歳年度末) 加算 5,000円	同じ	—	1,378 千円	344,500 円
住居手当	借家 家賃額に応じて 最高限度額27,000円 持家 —	同じ	—	746 千円	248,600 円
通勤手当	通勤距離2キロ以上が対象 交通機関利用者(1か月の支給限度額は55,000円) 交通用具利用者(通勤距離に応じて支給)	同じ	—	219 千円	31,286 円
管理職手当	部長 66,000円 事務局長・次長 57,000円 課長 53,000円 課長補佐 42,000円	同じ	—	1,140 千円	570,000 円